

資料紹介

「秋岡吉左衛門覚書 其ノ三」

熊本県博物館ネットワークセンター

堤 将太

熊本県博物館ネットワークセンターミュージアムパートナーズクラブ 「松橋地域史調査クラブ」

高口 明・田村 幸子・石坂 妙・藤井 弘子・光本 照夫・松倉 安治

はじめに

小稿で紹介する「秋岡吉左衛門覚書」(以下、覚書)とは、宇城市教育委員会に寄託されている熊本藩の下益城郡河江手永(現宇城市松橋町・小川町)に属した竹崎村で庄屋を務める秋岡吉左衛門(以下、彦之允)⁽¹⁾が書き残した古文書である。そして、「秋岡吉左衛門覚書其ノ三」(覚書三)は、覚書(台帳番号六〇六)全四冊の内、「秋岡吉左衛門覚書其ノ〇」という表題では最後の一冊となる。

すでに拙稿においてそれぞれ「秋岡吉左衛門覚書其ノ一」(覚書一)と「秋岡吉左衛門覚書其ノ二」(覚書二)を松橋地域史調査クラブ⁽²⁾の解読成果として紹介し、それにより河江手永竹崎村の庄屋の職務のほか多くの記録が覚書に含まれていた。彦之允は、覚書が書かれた文化年間(一八〇四〜一八一八)に竹崎村庄屋のほか文化三年(一八〇六)に河江手永の手永会所役人である下代役を兼任⁽³⁾し、文化一〇年(一八一三)には上小野村・中小野村庄屋役を兼帯するといった活躍を見せている。小稿では、松橋調査クラブの継続活動の成果として覚書三の全文翻刻及び資料概要の紹介を行う。

第一章 「秋岡吉左衛門覚書其ノ三」について

最初に覚書三の資料概要について述べておきたい。

覚書三は、縦二四・八cm、横一九・五cmの縦帳仕立てで、他の覚書二冊と同じ形態である。そして、丁数は、全七十四丁からなっており、三冊の覚書の中で丁数が一番多い。表紙(図一)を見てみると他の二冊と同様に本紙と同じ大きさの普通紙に「文化六八年 秋岡吉左衛門覚書 其ノ三」と墨書があり、綴じ部分はたこ糸によって綴られている。他の二冊の覚書と同じく後世に綴り直したものである可能性が高く、表題も本紙に記された内容を参考に後世に新たに付けられた表題であるといえる。裏表紙には、貼紙(図二)があり、鉛筆書きで覚書三の概要が貼り付けられている。

では、箇条書きで書かれた概要を見てみよう。

秋岡吉左エ門(彦之蒸) 覚書

文化六年(一八〇九)より文化八年(一八一二)

一、山林立木払下願書

二、藩庁よりの達(数通)

三、竹崎村物成

四、柵苗献納並分配控

五、親孝行賞金下賜控

六、疱瘡患者調べ

七、その他

右に示した概要と他の覚書二冊の裏表紙に貼られた貼紙を較べると同じ形式で書かれている。例えば覚書一の貼紙(図三)の冒頭には「一、藩よりの達し(影踏、儉約、田の分水、火の用心、藩主世継出生)」や「二、植松、植柵、植桑」などあり、筆跡が類似し、表題の付け方も同じであることから貼紙にある概要は、三冊とも同じ人物によって抽出された情報の可能性がある。また、貼紙が付けられた時期と現在の綴じもしくは表題が付けられた時期については、特に記載がないために不明である。

次に覚書三の表紙には、「文化六八年」と年代が墨書きされている。文化六年(一八〇九)の記録としては冒頭にある「下益城河江手永竹崎村御山内曲木御払願候小前帳」(以下、「曲木小前帳」)の帳面の写しだけしか見られない。しかし、この文化六年の記録とされた曲木小前帳の作成年代は、五丁目表にある「文化七年十二月」であり、もともと文化六年五月の記録に追加が生じたために文化七年一二月付けで提出されたと考えられる。つまり、表題や裏の概要にある文化六年の表記は間違いであり、覚書三には、文化七年(一八一〇)一二月中の記録から文化八年(一八一二)中の記録をみることができると途中にある中表紙(図四)には、「文化八年辛未年正月十一日 後年記」とあることから覚書一が文化六年の記録、覚書二が文化

七年の記録で、覚書三は、表紙にある様に文化八年に作成された「後年記」と付けられたタイトルが該当するといえるのではないだろうか。本来は一年ごとに分けられていたかまどめて保管してあった覚書を現在の状態に綴じ直したことで少しずつずれた形で現在の状態となった可能性がある。

第二章 「覚書 其ノ三」の内容について

それでは、「秋岡吉左衛門覚書 其ノ三」の内容についていくつか見てみよう。先にみた様に覚書三は大きく文化七年と文化八年の記録にわけることができる。まずは、文化七年の記録から見ていこう。また、本章内で引用する史料への傍線は筆者による。

覚書三の一丁目から九丁目表までは、先にみた文化六年五月付「下益城河江手永竹崎村御山内曲木御払願候小前帳」の写しとそれに関連する記録二通が書き写されている。曲木小前帳は、もともと覚書一にもみられるもので、覚書一の写しでは、場所や数字の訂正があり、松木曲木の合計一二本(斤数六千斤)を払い下げ、代金を五四匁六分としている。一方で覚書三の写しでは、作成年代が文化七年一二月付けで出され、旧曲木小前帳から内訳などの修正と新たに四本を追加し、合計一六本の曲木を代金四割増しの七六匁五厘、雑費を合わせると一九二匁八分を払い下げとなった。

六丁目表からは、先に述べた松木曲木一六本を受け取った旨を記した覚で「御受申上覚」の表題が付けられている。この覚では、竹崎村にある了徳寺・興浄寺・城越(城ノ腰)御山の松木一六本(斤数一万一四〇斤)を払い下げ、代金については「当

冬中無相違取立之上納可仕候」とあり、今冬の間間違いない取り立て、上納しますと述べている。また、九丁目表にある記述は、「御受申上覚」にある「今度御出在御立合御見分被成下」に関する記録とみることが出来る。本文中では曲木見分のため「十二月十日」に北小野村から竹崎村に移動し、当日の昼から曲木を見分した後に内田村で宿泊をしたと読み取れる。その後、「御山口」（恐らく平之允）が内田村へ参り、見分をした結果、下見前より四割増の代金を納めることとなった。この時の見分に参加した人物名も三段にわけて書かれている。上段は御横目の重岡専右衛門と御山支配役の丸山弥平次、中段は御小頭の太吉と惣御山ノ口の森右衛門、下段は竹崎村の関係者として庄屋の秋岡吉左衛門、御山ノ口の平之允と頭百姓の弥兵衛・八左衛門の八名で見分が実施された様である。

先の記録を含めて文化七年の記録は九通が写し取られている。これらの記録はすべて一二月中の記録で、一月までの分は覚書二にまとめられている。先に紹介した松木曲木払下願いの記録以外の概要だけ記すと、①一二月付け竹崎村から河江御会所宛三軒屋井樋口より津出した夏小麦と秋御米の日程届け②同月付け受持野開畑の小松木下枝分卸方刈取り願ひ③同月二〇日付け竹崎村内請敷内の立木剪方許可御達④同月一二日付け少将様・太守様名改及び小笠原大部殿・堀次郎大夫殿改名に付、御触⑤一二月二四日付け齊藤茂左衛門柝会所仰付に付、在中取扱の柝差出改め御達の五通と「後年記」の中表紙の次丁から始まる⑥文化七年一二月二九日付け秋岡吉左衛門御申渡及び目録写しである。

次に文化八年中の記録である。覚書三には、文化八年分が四

六通あり、作成年代も正月から一二月までが確認できた。文化八年の記録は、「後年記」と墨書きされた中表紙から始まっている。冒頭の記録は文化七年一二月二九日付けで、秋岡吉左衛門が「御側御用蠟締所御用出精」と「櫛苗寸志」を差し上げたことが評価され、鳥目壹貫文の目録を申し渡しがあることから一八丁目裏の最後から文化八年中の記録の始まりとなる。初めに村に関する記録をいくつかみてみよう。一八丁目裏の最後から掲載されているのは馬場の勘左衛門の屋敷内に近年居住する様になった松橋庄吉倅の茂八と同人の娘であるもの二人を村の住人として数に加えてほしいという願いに対する御達である。結果的には、村の中で相談した結果、この二名を住人数に加え、弥四郎の五人組に入れることになった様である。次は、二月に河江手永惣庄屋の藤井常右衛門から竹崎村庄屋秋岡吉左衛門に宛てた達書で、唯助と作助をそれぞれ竹崎村と下中間村の帳書とすることを申付けている。このように村に関する記録として村の人数に関するものや村の役職決定に関する記述が見られる中で多い記述として櫛・楮や御山管理に関するお達しがある。今回紹介するのは、二十二丁目裏にある楮苗の植え付けに関する差出である。

各村懸荒尾山内見計楮苗

千本植付二相成候間、苗木相渡

可申候間、北小野村ヨリ夫方式人小川

御茶屋へ被差出、竹崎村ヨリ夫方式人

河江会所へ明朝可被差出候、植方

為見分丸山弥平次直二北小野村へ入込

可申候間、各并御山口立会可被申候、

且又植付夫拾人宛可被差出候、已上
二月十五日 藤井常右衛門

賀来勇平殿
秋岡吉左衛門殿

右の達書は、各村が担当する楮苗の植え付けに関して惣庄屋から北小野村と竹崎村の庄屋宛に出されたものである。植え付けの場所は宇城市松橋町と豊野町の境界にある荒尾山と呼ばれる里山で各村によって楮苗千本が植え付けられることとなった。冒頭では、苗木千本を渡すために北小野村と竹崎村に対し、夫方二名ずつをそれぞれの村の最寄りである小川御茶屋と河江会所へ明朝来るようにとあり、そして、植え方の見分に御山支配役の丸山弥平次が北小野村に来るため、各村の御山ノ口と植付け夫一〇人ずつを差し出す様にとある。覚書三に所収の記録には他の場所ではあるが楮だけではなく、松木の植え付けも行われており、御山の楠木枝木払いなどの管理も各村によって行っていた。また、御山だけではなく、新堤塘筋に楮苗五〇本植え付け願ひもあることから村々によってそれぞれの御山や堤の管理が行われていたようである。

このような記録以外にも竹崎村庄屋から惣庄屋に対して指出(差出)と呼ばれる報告の写しがあった。ここでは二つの報告について紹介したい。

①指出

河江手永竹崎村田方根付之儀、
四月八日ヨリ植初メ、御■上知・御給知・
新地方共二同廿一日迄不残植仕廻
申候、為其覚書を以申上候、已上

文化八年四月 竹崎村庄屋
吉左衛門

②潤指出

昨廿二日之降雨二而竹崎村田畑
潤二相成申候、此段差出を以申上候、
已上

文化八年六月廿四日 秋岡
藤井殿

この二つの報告は、村々が担っていた農作業に関する記録である。①は、竹崎村が四月八日から行っていた田方根付けが御上知・御給知・新地方共に無事に終了したこと、②では竹崎村の田畑が六月二二日の降雨により、潤ったことを二日後の同月二四日に惣庄屋藤井常右衛門に報告している。この二つの報告の共通点は、農作業で行ったことやおきたことを細かく報告していることである。両方の報告内容ともに米の出来に大きく関わる事柄であるため報告をしたのであろう。しかし、そもそも他村でも同様の報告をしているのか、それとも報告内容自体は庄屋に一任していたのかといった疑問を今は払拭できないため、他村の庄屋の記録との照合が必要である。

そして、五三丁目からは竹崎村に住む儀右衛門の女房ゆくと同姉りへ二名の善行に対する一連の記録である⁽⁴⁾。この一連の記録は覚書一にあるゆくとりへの善行を上申した記録が書き残されていて、今回の記録はその上申に対する藩からの達書となる。最後に七四丁目表にある「在中風俗之儀二付而」から始まる衣服制度に関する御達は、途中で紙面が終わるため全文掲

載されておらず、また、他の覚書二冊と違い、覚書三自体は完結していない。

おわりに

先に紹介した覚書一（文化六年分）や覚書二（文化六年から同七年分）にも職務に関係する達書の写しや文書の下書きが多く見られ、一部ではあるものの相互に関係する記録も見られた。庄屋がどのような思いでこの記録を作ったのかは本人ではない我々にはわからないが、各種の断片的な記録から少しでも読み解いていけるとよいと思う。また、「秋岡吉左衛門覚書」四冊を比較することで書かれた文書の前後関係や出来事の関係性などをさらに理解する事が出来よう。

これで覚書一から三までの史料紹介が終了し、表題は違うが、残り一冊で覚書すべての紹介が終了となる。ここまででこの翻刻活動自体は、一〇年ほどかかってしまっている。すでに初期におられた方々は活動を引退され、新たな人による活動へと変化している。担当職員の一人として携わる中で成果として当時活動していた方々と共有できないことにさびしさもあるが、引き続き活動を継続していきたい。

謝辞

翻刻にあたり、松橋調査クラブの活動の中で多大なるご助言・ご助力をいただいた方々、そして、宇城市教育委員会文化課には、覚書一と覚書二に引き続き資料画像の使用について、便宜を図っていただいた。ご協力をいただいた皆様に、厚くお礼を申し上げます。

註

- (1) 秋岡吉左衛門の詳細な経歴・褒賞歴については、拙稿「秋岡吉左衛門其ノ一」（『熊本県博物館ネットワークセンター紀要 第一号』熊本県博物館ネットワークセンター、二〇二〇）九十四頁にある第一章「秋岡彦之允略歴」部分や「図一秋岡家系図」及び「表一秋岡彦之允任免・褒賞歴一覧」を参照。
- (2) 松橋地域史調査クラブとは、熊本県博物館ネットワークセンターのミュージアムパートナー制度における活動団体の一つ。現在の活動は、松橋地域に関する古文書の解読を行い、テキストは宇城市教育委員会寄託「秋岡家文書」に含まれている「秋岡吉左衛門覚書」を使用。
- (3) 「御内意之覚」（永青文庫細川家文書、熊本大学附属図書館寄託「文化四年 町在」、熊本県立図書館複製本一二三三）、「三月付河江手永惣庄屋犬塚一太郎より竹崎村庄屋吉左衛門宛書状」（『巻物 会所諸井樋方小頭兼帯 宇土外』（宇城市教育委員会寄託秋岡家文書、五九四）。
- (4) 竹崎村で孝子として褒賞されたゆくとりえの経過については、拙稿「下益城郡における孝子表彰〜江戸時代中後期の熊本藩を対象として〜」（『郷土誌燎火三〇号』宇城市教育委員会、二〇二三）を参照。この他にも本稿では下益城郡内における孝子表彰と資史料の紹介を行っている。

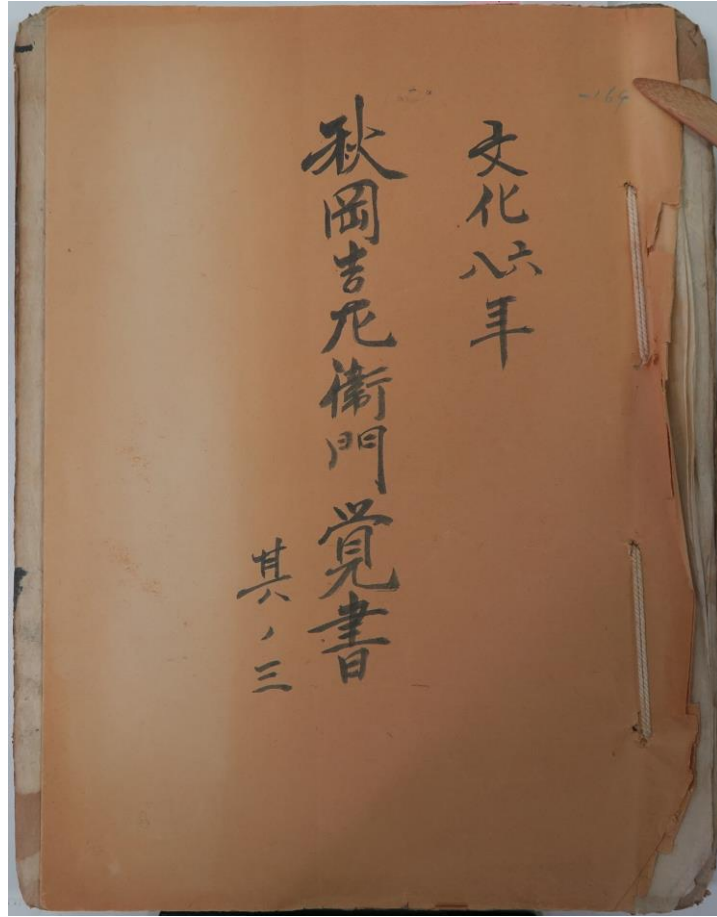


図1 秋岡吉左衛門覚書 其ノ三 表紙 (宇城市教育委員会所蔵、個人寄託)

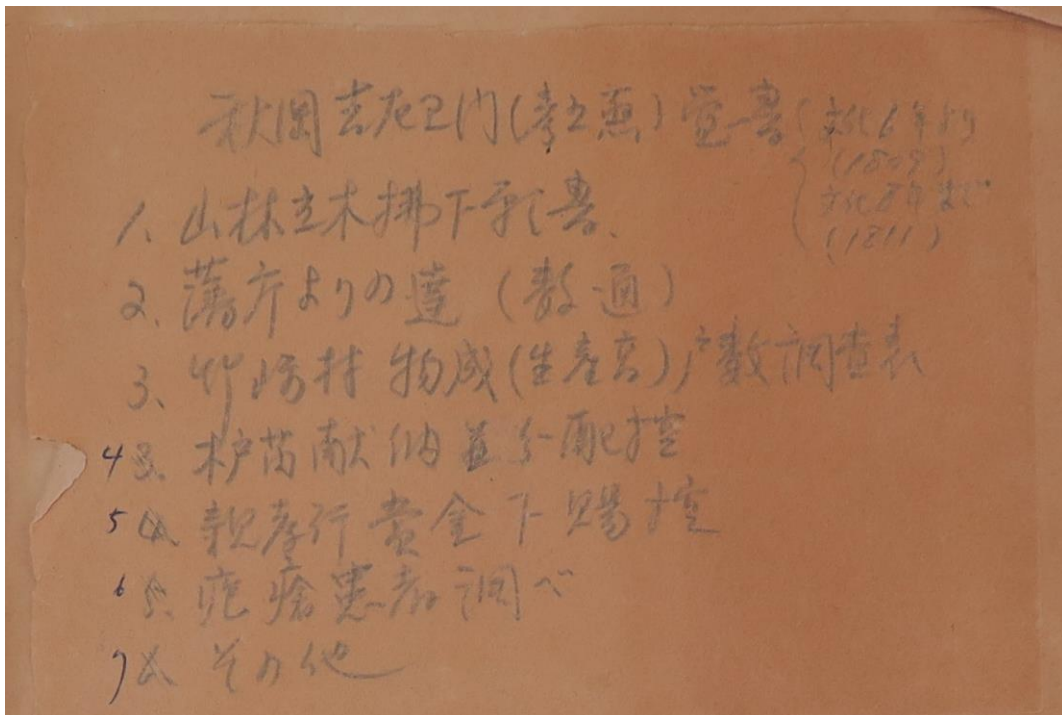


図2 覚書 其ノ三 裏表紙解説 (宇城市教育委員会所蔵、個人寄託)

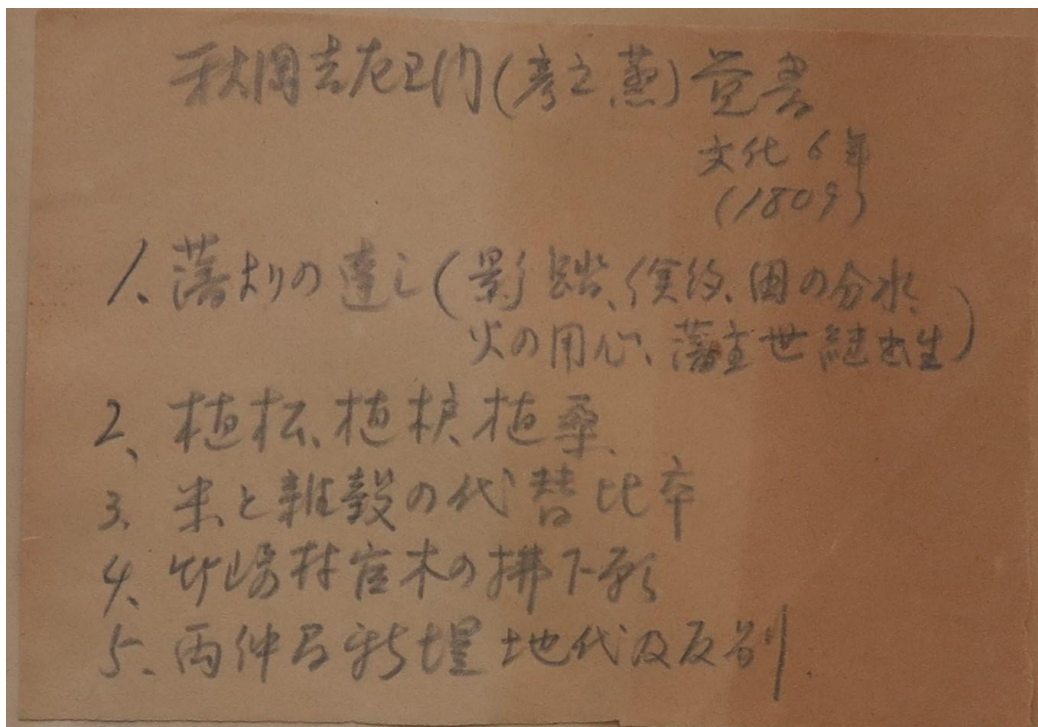


図3 覚書 其ノ一 裏表紙解説 (宇城市教育委員会所蔵、個人寄託)

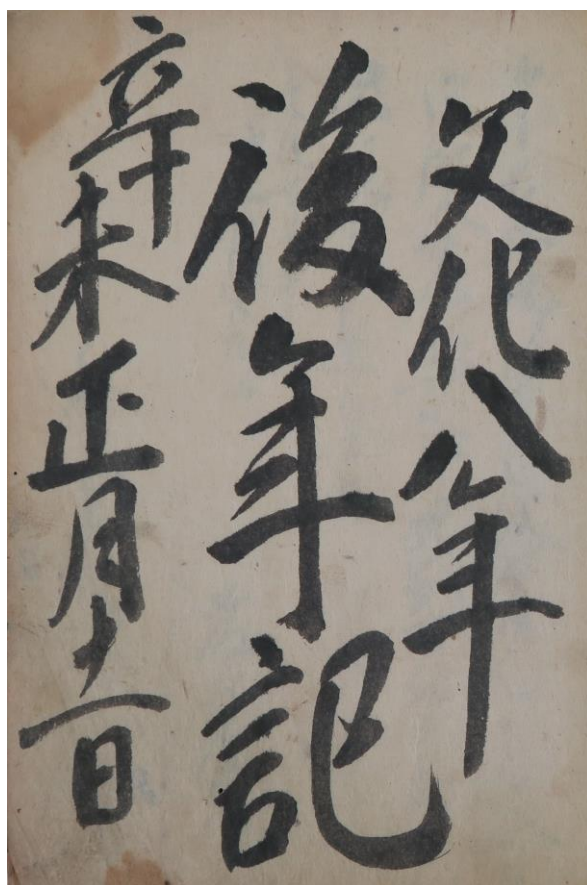


図4 覚書 其ノ三 中表紙 (宇城市教育委員会所蔵、個人寄託)

【凡例】

- ・史料の翻刻にあたっては、原史料の体裁に従うこととしたが、余白等の体裁については、一部変更した箇所もある。
- ・平出は、改行によって表し、罫字は一文字分の空白で統一した。
- ・漢字の字体は原則として常用漢字を使用した。
- ・虫損等で不明な文字は■とし、判読できなかった文字は●、字数が不明な場合は、「」で記した。
- ・合字の「ㄱ」は「ヨリ」、「メ」は「シテ」とし、反復用語の「と」は「々」に改めたが、「ゝ」、「ゝ」、「く」、「メ」については改めない。
- ・正しい字が明らかかな場合は（ ）、脱字は（脱カ）、推定できないものや意味不明の場合は、（ママ）と右に注記した。
- ・史料の各文章には便宜のために読点（、）や並列点（・）を付した。
- ・消去線以外で表記された消去については消去線に置き換えた。
- ・変体仮名は現行の字体に改めたが、次のものはそのまま使用した。
江（え）者（は）茂（も）而（て）之（の）与（と）
- ・人名等は、可能な範囲で（ ）の注記を付した。
- ・原文中に現在常用されていない語句が見られるが、歴史資料としての意義に鑑み、すべて原文の通りとした。

【表紙】

文化六・八年
秋岡吉左衛門覚書
其ノ三

【本文】

【一丁表】

文化六年

下益城河江手永竹崎村御山内曲木御弘奉願候

小前帳

五月

【二丁裏】

（半頁余白）

【三丁表】

了徳寺御山

一

一、松木 壱本
此斤数六百斤

代銭四匁式分

元廻四尺

村直段拾匁五分

興浄寺御山

二

一、同 壱本
此斤数六百斤

代銭四匁式分

元廻四尺八寸

同拾四匁

同所

三

一、同 壱本
此斤数四百斤

代銭式匁八分

元廻三尺八寸

同拾匁五分

【三丁裏】

興浄寺御山

四

一、松木 壱本
此斤数千斤

代銭七匁

元廻五尺七寸

村直段廿七匁五分

〔四丁裏〕

代銭壹匁四分 同拾五匁七分

木数合拾六本

此斤数七千八百斤

代銭五拾四匁六分

上納被仰付候分

四割増ニシテ七拾六匁五厘 但、百斤ニ付七匁宛

村直段

合百九拾式匁八分 諸出銀根帳ニテ入（朱書）

内四匁

十四番

う土木ニ付直段引

廿七分五厘

四番

御山ノ口平之允せわ賃諸造

用二六匁宛

右者

七十六匁五分

上納銭

築候て

錢八十五匁式分五厘 余銭「■土堤■」用木

右者今度御山内曲木立分剪払被仰付

候ニ付而御委細御達之越（趣）奉得其意候、

〔五丁表〕

河江手永竹崎村御山内、右之松木曲木ニ而

被建置候而茂、往々御用相立申木筋

無御座候間、右之通斤数積仕、御達

申上候而ハ、御払被仰付被下候様奉願候、

為其小前帳調上申候、以上

文化七年十二月 竹崎村御山ノ口

平之允

〔五丁裏〕

同村庄屋

秋岡吉左衛門

藤井常右衛門殿（河江手永惣庄屋）

丸山弥平次殿（杉嶋廻江河水御山支配役）

重岡専右衛門殿（御横目）

〔六丁表〕

御受申上覚

二通達ル

了徳寺御山三反之内

一、松木四本

元廻三尺七寸ヨリ

五尺三寸迄

此斤数式千八百六拾斤

代銭式拾壹匁四分五厘

興浄寺御山五反之内

一、同 拾壹本

元廻三尺ヨリ

五尺七寸迄

此斤数七千式拾斤

代銭五拾式匁六分五厘

〔六丁裏〕

城越御山壹反五畝之内

一、松木一本

元廻三尺式寸

此斤数式百六拾斤

代銭壹匁九分五厘

木数合拾六本

此斤数一万百四拾斤

錢合七拾六匁五厘

〔七丁表〕

右者諸御郡御山方之儀二付、去

四月一統御達之趣を以河江手永

竹崎村御山之内曲木小松立之

障二相成候二付、右之通万引剪下

しらべ仕御達申上置候処、今度御

出在御立合御見分被成下曲木志らべ

洩二茂相成候分者指かへ委敷御

〔七丁裏〕

引合御見分被成下薪斤数積

を以、相当之代錢御極方被仰付

奉得其意候故、障之儀茂無御座

候間、右御極之代錢二而被為拜

領被下候様奉願候、願之通被仰付

被下候ハ、御山支配役衆御立合を受、

不締之儀無御座様剪方仕、

〔八丁表〕

小松仕立之儀茂随分心懸往々

御用二相立候様出精可仕候、右二付而ハ

追々御見分を茂被仰付旨、奉得其意候、

其節之至届兼申儀茂御座候ハ、

私共越度二可被仰付候、且右代錢

之儀者当冬中無相違取立上

納可仕候、為其私共連名之御受書

〔八丁裏〕

指上申候、以上

竹崎村御山ノ口

文化七年十二月

同村庄屋

秋岡吉左衛門

藤井殿

丸山殿

〔九丁表〕

御横目

重岡仙右衛門殿

右十二月十日北小野ヨリ御引移直二御昼

儀、夫ヨリ曲木御見分内田村御移、御泊

即境御山口同道内田村へ参候処、下見

前ヨリ四わり増二而、代錢被仰付候事

重岡殿 御小頭

御立会丸山殿

惣御山口

森右衛門方

頭百姓

弥兵衛

八左衛門

〔九丁裏〕

覚

一、六月十一日 御年貢小麦

三百俵潮塘津出シ

一、九月十五日 同御米津出

一、十月七日 右同断

一、十月廿六日 右同断

一、十一月二日 右同断

〔十丁表〕

右者当夏小麦并当秋御米

三軒屋井樋口ヨリ津出仕候、同敷

右之通御座候、已上

午十二月 竹崎

河江

御会所

〔十丁裏〕

奉願覚

古堤畑五枚 十番

三 一、野開畑三歩 小松立 助七

四 一、同 六歩 右同 政右衛門

同所式枚 三番

二 一、同 拾式歩 右同 宇七

同所拾枚 壹番

一 一、同 式拾四歩 右同 九右衛門

了徳寺畑壹枚 式百五拾四番

五 一、同 壹畝九歩 右同 喜助

〔十一丁表〕

右者私共受持野開畑二仕立置候

下枝分卸方

小松木被卸仕苅取二仕度奉願候間、

願之通被仰付可被下候、為其覚書を以申上候、已上

文化七年十二月

竹崎村 助七

政右衛門

宇七

〔十一丁裏〕

喜助

同村御山口

平之允

同村庄屋

秋岡

丸山殿

河江手永竹崎村之者共、請敷内之

立木拾壹本剪方願書被相達置候

〔十二丁表〕

願之通代錢拾三匁壹分上納之処

被渡下候間、御山支配役立会・引渡、右代錢八

例之趣を以、小物成方御銀所へ相納

候様可有御達候、已上

十二月十六日

御郡方 御奉行中

(下益城郡郡代)
安藤清助殿

右之通候条、左様御心得可有其御達候、已上

〔十二丁裏〕

十二月十六日 安藤清助

藤井常右衛門殿

丸山弥平次殿

右之通候条、左様御心得可有其達候、已上

十二月廿一日 藤井常右衛門

竹崎村庄屋

秋岡吉左衛門殿

〔十三丁表〕

先月十三日

(細川齊茲)
少将様 浜町御屋敷江

御移從被為濟、将又

(細川齊樹)
太守様 御名越中守様

少将様 左京太夫様 与被遊

御改度旨

御願之通被

〔十三丁裏〕

仰出、同十五日ヨリ被遊

御改候段、御到来有之重畳ニ

奉恐悦候、此段為被奉承知申達

候条、触支配方江も可被達候、已上

候条、触支配方江も可被達候、已上

候条、触支配方江も可被達候、已上

十二月十二日 奉行所

右之通

〔十四丁表〕

少将様御名御改被遊候二付、

名之頭ニ左之字附居候者相

改候様、触支配方へも可被達候、以上

十二月十二日 奉行所

右之通

〔十四丁裏〕

(小笠原長頭)

小笠原大部殿儀、美濃 殿

(堀勝貞)

堀次郎大夫殿儀、平太左衛門と

改名願之通被仰出候段江戸ヨリ

申来候条、触支配方へも知レ置可申候通

御用番ニ申聞候条、左様被相心得

〔十五丁表〕

御支配方へも可被相知候、已上

十二月十二日 渡辺善右衛門

(奉行)
町孫平太

右之通

十二月廿四日歩持廻り也

〔十五丁裏〕

熊本細工町楠木屋

熊本細工町楠木屋

熊本細工町楠木屋

齊藤茂左衛門

右者拵会所被仰付候間、在中

取扱之拵差出改を受候様御達之事

十二月廿五日

〔十六丁表〕

文化八年

後年記

辛未正月十一日

〔十六丁裏〕

(半頁余白)

〔十七丁表〕

申達御用之儀有之候間、今日

四時分会所江罷出可被申候、先

此段申達候、已上

文化七庚午

十二月廿九日

藤井常右衛門

秋岡吉左衛門殿

〔十七丁裏〕

河江手永竹崎村庄屋

秋岡吉左衛門

右者

御側御用蠟締所御用出精

相勤、且櫛苗木寸志指上候二付

御内々ヨリ目錄之通被下置旨、

〔十八丁表〕

右之通水足左助方ヨリ申来

候条、被得其意可有御申渡候、

則目錄壹通指越申候、以上

十二月廿七日 安藤清助

藤井常右衛門殿

〔十八丁裏〕

鳥目壹貫文

河江手永竹崎村庄屋

秋岡吉左衛門

松橋村庄吉倅

茂八

同人娘

もと

〔十九丁表〕

右之者馬場ノ勘左衛門屋敷内ニ

近年内々居住いたし候而、住人数入

願出申候間、村中参談之上住人数二

加へ弥四郎五人組二入候事

午正月

〔十九丁裏〕

(半頁余白)

〔二十丁表〕

口上書

於江府

(細川齊茲子)

猪八郎殿御病氣之処、御養生

無御叶旧蟻廿九日御死去之段
申来奉絶言語候、依之今日ヨリ
日数五日諸事穩便二相心得候様、
触支配方へも可被相達候、已上

〔二十丁裏〕

正月十七日 奉行所

右之通

竹崎村

唯助

下中間村

作助

右者其村当年帳書、右之者共へ申付候旨、
諸事例之通可被申談候、已上

〔二十一丁表〕

未二月

藤井常右衛門

竹崎村庄屋

秋岡吉左衛門殿

覚

狭り御座候間

私居屋敷添田中下夕名六百六十三番

六畝之内式畝拾八分今度新屋敷

ケ

奉願度奉存候処、貴人様御受持田下夕名

〔二十一丁裏〕

飛番六百六拾五番田五畝廿一步方相境之儀二付

後年迄

御故障等ハ有御座候哉 として○竹木

○及御相談候処、相境二屋敷囲■敷

御座旨

植立不申候得者何ぞ御故障無之段

忝奉存新屋敷

土付○御切之奉願候、依之右御田地相境二

永久竹木仕立不申候様、子々孫々迄申伝

勿論後年至自然竹木植立候ハ、御切取被成候

置可申候、○為証扱御庄屋御中印之受書

外可被有申候、已上

〔二十二丁表〕

竹崎村迫田

文化八年辛未二月

藤兵衛

右紙面之趣、承届之処申口文意

相違之儀無之候間

致申印候、已上

御庄屋

秋岡吉左衛門殿

同村園田

嘉左衛門殿

〔二十二丁裏〕

各村懸荒尾山内見計楮苗

千本植付二相成候間、苗木相渡

可申候間、北小野村ヨリ夫方式人小川

御茶屋へ被差出、竹崎村ヨリ夫方式人

河江会所へ明朝可被差出候、植方

為見分丸山弥平次直二北小野村へ入込
〔二十三丁裏〕

可申候間、各并御山口立会可被申候、
且又植付夫拾人宛可被差出候、已上
二月十五日 藤井常右衛門

(北小野村中野村上小野村庄屋兼帯)
賀 来 勇 平 殿
秋岡吉左衛門殿

〔二十三丁裏〕
(半頁余白)
〔二十四丁表〕

奉願覚

田中田数式枚六百六拾三番六畝之内
一、田式畝拾八分

高五斗七合九勺

中尅畝廿分

内 高三斗四升六合八勺

下式拾七分

高尅斗六升尅合尅勺

右番之内

一、田三畝拾式分

高六斗六升六合尅勺

中式畝九分

内 高四斗六升九合式勺

下尅畝三分

高尅斗九升六合九勺

新平

喜七

〔二十四丁裏〕

田畝合六畝

吉住殿

高尅石尅斗七升四合

御給知

御土物成三斗五升三合三勺七勺

高三ッ尅朱

頭由姓

右者河江手永竹崎村○新平儀抱高式拾石余
受出御百姓相勤居申候処、

土而當時受持之田屋敷尅畝二而御座候、喜七儀抱高
廿七石余二而、當時受持之田屋敷式畝拾式分二而御座候、

居屋敷畝二而小

右兩人共當時受持之畝方土而者極々間狭少

〔二十五丁表〕

居屋・馬屋等立置候処、物干場・作柯等

所

召置候■、極々間狭夕肥灰小屋取立申場所

無御座候間、今度右之田畝新屋敷奉

願候、奉願候通被仰付被下候ハ、肥灰小屋等

取立物干場作柯等召置申度奉存候、

願之通被仰付被下候而も、村中故障之儀

少茂無御座候、勿論御年貢米之儀八年々

〔二十五丁裏〕

一枚

御土免通上納可仕候、則所柄絵図○相添乍恐

此段

村役人連判之覚書を以奉願候間、○宜敷被

遊御達可被下候、以為其私共連名之覺書を以
上

奉願候

竹崎村新屋敷願主

文化八年二月

新平

同村右同

喜七

同村頭百姓

八左衛門

右同

弥兵衛

〔二十六丁表〕

右奉願候通相違無御座

村中故障茂無御座候間奉

■ ■

願候通被仰付被下候様奉

願候、為其肩書判形仕候、以上

同村庄屋

秋岡吉左衛門

藤井常右衛門殿

二月六日藤井常右衛門殿御郡下

(高橋源兵衛)

御横目高橋源平衛殿御手代賀来

安藤清助殿

太右衛門方御出、御見分相済

〔二十六丁裏〕

各御支配御郡内二而御配知志らへ二付、

左之通

竹崎村

宗貫様

奥様

右上知人畜越高・荒地高・竈数・牛馬数
相改当月廿日限無遲滞相違候様、可
有御申付候、以上

御郡方

二月十日

御奉行中

〔二十七丁表〕

右之通候条、左様御心得右日限前可
被相違候、以上

二月十二日

安藤清助

右之通候条、左様可被相違候、別紙

案文相添差廻候間、明後十八日昼

之内迄二可被相違候、吳々茂無延引

様可被相心得候、以上

〔二十七丁裏〕

二月十六日

藤井常右衛門

文化八年

竹崎村

下益城河江手永衙村上知高御土物成竈数人畜しらへ帳

二月

宗貫様御奥様

撫肅

衙御某殿

一、現高六百式拾石五升八合六勺四才 上知

御土物成百七拾九石八斗壹升七合壹才

現高式ツ九分

撫肅

〔二十八丁表〕

高五百五拾八石壹斗四升六合五勺式才
田畝数三拾町九反五畝廿四歩
御土物成百六拾壹石八斗六升貳合四勺九才

高反壹石八斗貳合九勺壹才
土反五斗貳升貳合八勺四才

高六拾壹石九斗壹升貳合壹勺貳才
畑畝数六町七反六歩

御土物成拾七石九斗五升四合五勺貳才
高反九斗貳升三合七勺八才
土反貳斗六升七合八勺九才

〔二十八丁裏〕

右之内

高

御土物成

高

由

御土物成

高

畑

御土物成

高百九拾石貳斗四升六勺八才

御土物成五拾五石壹斗六升九合八勺

〔二十九丁表〕

高百七拾三石九斗九升八合壹勺

田畝九町七反

荒地土相成候分

越高二相成居申候分

御土物成五拾石四斗五升九合四勺五才

高拾六石貳斗四升貳合五勺八才

畑畝壹町六反九畝六歩

御土物成四石七斗壹升三勺五才

上知御百姓受持床
申候分

高四百貳拾九石八斗壹升七合九勺六才

御土物成百貳拾四石六斗四升七合貳勺壹才

高三百八拾四石壹斗四升八合四勺貳才

田畝貳拾壹町貳反五畝貳拾四歩

御土物成百拾壹石四斗三合四才

〔二十九丁裏〕

高四拾五石六斗六升九合五勺四才

畑畝五町壹畝

御土物成拾三石貳斗四升四合壹勺七才

一、竈数五拾七軒

一、男女貳百六拾三人

内男百貳拾八人

女百三拾五人

一、牛馬三拾九疋

〔三十丁表〕

内牛拾五疋

馬貳拾四疋

右者下益城河江手永竹崎村上知高・御土物成

・竈数・人畜、右之通相違無御座候、以上

竹崎村庄屋

文化八年二月

秋岡吉左衛門

藤井常右衛門殿
御郡代衆当テ上●紙

〔三十一丁裏〕

河江手永

上小野村

儀八

林助

竹崎村

新平

喜七

右之者共新屋敷願書被相達置候

願之通被仰付候間、御年貢米之儀、

御土免通上納いたし候様、尤田屋敷

〔三十一丁表〕

分之御年貢米受免申究上納二而

余米者荒地起米同様二いたし

置候様、可有御達候、已上

御郡方

閏二月四日

御奉行中

安藤清助殿

右之通候条、左様御心得可有其達候、已上

閏二月八日

安藤清助

〔三十一丁裏〕

右之通候条、左様被相心得田屋敷

受免下分八致上納候様、夫々可有其達候、已上

閏二月十日

藤井常右衛門

竹崎村庄屋

秋岡吉左衛門殿

上小野村庄屋

賀来雄平殿

〔三十二丁表〕

覚

浦山

一、植松七百本

城ノ腰

一、同 八百本

中尾

一、同 五百本

平うばへ

一、同 三百本

合式千三百本

〔三十二丁裏〕

右者、竹崎村御山々江当春植松

仕候分、右之通御座候間、御達申上候、以上

竹崎村御山ノ口

文化八年三月

平之允

同村庄屋

秋岡吉左衛門

丸山弥平次殿

〔三十三丁表〕

河江手永竹崎村

善兵衛父

〔三十六丁表〕

合三百式拾本

但、同村要助拝借返納

苗之内右同断相渡候分

右之通ニ御座候、以上

竹崎村庄屋

文化八年三月

秋岡

高橋源兵衛殿

〔三十六丁裏〕

松合村新吉、人を殺、三月廿四日晚

立退ニ付為尋方三人罷越候事

三月廿九日

覚

一、櫛苗三千本

右者私ヨリ寸志ニ差上候残苗右之通

〔三十七丁表〕

植付置申候間、何とぞ早々ニ被召上被下

候様奉願候、此段覚書を以申上候、已上

竹崎村

文化八年四月

森右衛門

同村庄屋

秋岡吉左衛門

藤井常右衛門殿

高橋源兵衛殿

〔三十七丁裏〕

八代御蔵納御米・小麦共ニ去ル辰午秋

より手本米・縄共ニ被渡下候処、一統

取締り御意筋宜ク、弥以当時迄之

相心得、小麦俵拵入念古俵等へ入不申

様との八代御蔵方ヨリ懸合之御達候事

四

主月十二日分

〔三十八丁表〕

指出

細工壱丁目庄助抱

一、地奉公老人

只七

受人安平

門助

古鍛冶屋町嘉郎抱

受人九兵衛

一、同 老人

次吉

和七

右之通御座候、已上

竹崎村庄屋

文化八年四月

秋岡吉左衛門

藤井殿

〔三十八丁裏〕

覚

作畝九町六反

一、菜種子式拾四石 但、小川町商人へ売

渡申候

反式斗五升之積

右之通当年作畝并取実高御達

申上候、已上

文化八年四月

秋岡

〔三十九丁表〕

藤井殿

指出

河江手永竹崎村田方根付之儀、

四月八日ヨリ植初メ、御■上知・御給知・

新地方共二同廿一日迄不残植仕廻

申候、為其覚書を以申上候、已上

文化八年四月 竹崎村庄屋

吉左衛門

藤井殿

〔三十九丁裏〕

御鷹場御合札書面之通、猶又

村中不洩様可被申聞置候、自然

御鷹場内二而鉄炮猟致候歟、

又者網締躰差等二至迄小鳥

二而も取候者有之ハ、合札二引合可被

申候、若合札所持不仕者ハ姓名

相糺猟道具等押置、其段早速

〔四十丁表〕

可被申出候事

一、此度被仰付候別紙之趣二得其意、

村中小^(子供)供二至迄、可被申聞置候事

一、御合札各手前二而、紛失之節ハ

銀壹枚過料之事

右之趣此度改被仰付候間、為念

〔四十丁裏〕

各印形可有之候、以上

文化七年 未四月廿四日受

午八月 安富新平

守田平次右衛門

村々

御庄屋中

以前御渡之御印鑑未四月廿四日

御鳥見方小田孫四郎方へ渡ス

〔四十一丁表〕

覚

一、古堤下ケ名 壹丁七反 一、境ノ松 四丁三反

一、大楠 三丁七反 一、深町 四丁八反

四丁九反之内

一、田中之内 鐘撞ヨリ星原・丸田・早田凡三丁三反程

九丁三反之内

一、年之神之内 大沢水・八王子・正下町凡五丁程

右者当夏御田地用水方申付候条、

〔四十一丁裏〕

昼夜打廻り水引可有之候、以上

未四月廿八日 秋岡吉左衛門

文助殿

一、田中下ケ名四丁九反之内 椎木迫堤下ヨリ井川迫

下り福田迄凡壹丁五反程

一、了徳寺下ケ名五町四反之内 山添馬場之後ヨリ五反田

道迄凡壹丁■皮程
五反

〔四十二丁表〕

一、年之神九丁三反之内

九ツ重・法花寺・白石

・七田凡四丁三反程

一、改根式町

一、石垣壹丁六反

一、野間大久迄四丁七反之内三丁程

右之通

未四月廿八日

秋岡

惠八殿

〔四十二丁裏〕

覚

一、了徳寺四五丁四反之内壹丁壹反程

一、前田六丁五反九畝

一、濱田五丁九反

一、西田四丁九反

一、野間之内穴ほけヨリ大久迄 壹丁七反程

右之通

〔四十三丁表〕

四月廿八日

秋岡

宇助殿

賀来尉右衛門方下益城塘方

助役被 仰付候二付、御用之砌者

出勤可有之候条左様可被相

心得候、此段致知^{マシ}達申候、已上

五月三日

藤井常右衛門

村々庄屋中

〔四十三丁裏〕

河江手永并八代郡之内御年貢

米津出中住吉川口御番人ヨリ

船積改方として被差出来候処、

以来受免中者被差止候間締方

之儀、精々御達可被置候、以上

御郡方

四月晦日

御奉行中

〔四十四丁表〕

下益城・八代当

右之通候条、左様御心得可有其達候、

已上

五月二日

安藤清助

藤井常右衛門殿

右之通候条、御年貢御米并小麦

〔四十四丁裏〕

住吉口・三軒屋口津出共二住吉川口

御番人当り之送証文二者及不申

津出之節、俵数此方へ被相達候ハ、

拙者ヨリ之送手形相添相渡可申候間、

左様可被相心得候、以上

五月四日 藤井常右衛門
〔四十五丁表〕

新兵衛殿
高橋恵三次殿
岩崎庄九郎殿
齊藤甚右衛門殿

浜田喜助殿
嘉助殿
賀来勇平殿

〔四十五丁裏〕

秋岡吉左衛門殿

惠左衛門殿
夫兵衛殿
幸右衛門殿
幸助殿
長左衛門殿 (花押)

河江村

頭百姓中

〔四十六丁表〕

潤指出

昨廿二日之降雨ニ而竹崎村田畑

潤ニ相成申候、此段差出を以申上候、

已上

文化八年六月廿四日 秋岡

藤井殿

〔四十六丁裏〕
文化八年

下益城河江手永竹崎村内ニ被立置候
七月 楠木枝卸奉願候
小前帳

受藪之内
一、楠壺本 元廻 彦助
右同

一、同壺本 俣木 加左衛門
右同 九郎右衛門

〔四十七丁表〕

一、同壺本 元廻 南人
右同壺本 同 南人

一、同壺本 同 南人
右同 同 同 南人

一、同壺本 同 彦三郎
高地之内 同

一、同壺本 同 喜右衛門
右者河江手永竹崎村内ニ被立置候

〔四十七丁裏〕

楠木枝葉繁茂仕、作障干庭

障ニ相成申候間、御見分之上障ニ相成

申候分枝卸被仰付被下候様奉願候、為其

小前帳を以奉願候、已上

竹崎村御山ノ口

文化八年七月

平之允

同村庄屋

秋岡吉左衛門

〔四十八丁表〕

藤井常右衛門殿

丸山弥平次殿

〔四十八丁裏〕

覚

銀反拾三匁五分宛相納来候

一、御開四町五反

竹崎

此上納錢壹貫三百五匁

反式拾九匁宛

右者三軒屋御開上納之儀、

銀納被指止当未年ヨリ来西

〔四十九丁表〕

年迄三ヶ年之間右之通

錢納被仰付候間、左様被相心得

小前く江茂被申渡、月限之通

取立相納可被申候、已上

未七月

藤井常右衛門

竹崎村庄屋

秋岡吉左衛門殿

〔四十九丁裏〕

右御書付七月十九日御開村々庄屋中

寄合之上御渡二相成 御勝手向極々

御差支二付、先三ヶ年之間右之通増納

いたし候様、三ヶ年過候へ者当時迄之

上納二被仰付候間、御百姓中氣受違二

不相成様、申諭候様御口達候事

右様上納被仕候付而、明申二月願書相達候事

〔五十丁表〕

未八月廿二日夜、下益城河江手永

竹崎村善八盗二逢候品付覚

表

一、古夜着沓ツ

但、○紅から嶋、裏白裏

表

一、同蒲団沓ツ

但、○白地紺形、裏紅から豎嶋

男着

一、単物沓ツ

但、古手染形付紋丸二片かせ

女着

一、同沓ツ

但、紺豎嶋

〔五十丁裏〕

一、女着帷子沓ツ

但、柿色紋主ツ

橘

一、男着同沓ツ

但、浅黄染紋片かせ

一、半切袷沓ツ

但、表染裏浅黄

一、同単物沓ツ

但

一、木綿きれ

但、紺かすり

羽織表翁紋

一、南○きれ沓ツ

但、右同五尺程

木綿

一、同沓ツ

但、紺染六尺程

〔五十一丁表〕

品数合十ヲ
(マ)

右 之儀、

右之通盗ニ逢申候、盗人未込候様子

裏戸口脇之壁を破り入込、表之下敷ニ

を明ケ

召置之半榎入置候右之品々盗候付申候、尤錠前ハ無存候、左候
而表

之懸金を逃し

戸口を○明ケ逃走申候様子、翌朝見当り

申候付方々相尋申候へ共、今以尋当り

〔五十一丁裏〕

不申候、此上相尋候而尋出候ハ、早速

御達可申上候間、此段宜敷被成御達可被下候、

為其覚書を以申上候、已上

竹崎村之内

文化八年八月

下村

善八

同村庄屋

秋岡吉左衛門

藤井常右衛門殿

〔五十二丁表〕

覚

一男老入

竹崎村善兵衛父

恵念

右之者、当年九十歳ニ相成長寿

御祝之御鳥目被為拝領官命ニ而

居申候、右外八十九歳・九十歳已上之者

無存候、為其覚書を以申上候、已上

〔五十二丁裏〕

竹崎村庄屋

文化八年九月

秋岡

藤井殿

〔五十三丁表〕

竹崎村

儀右衛門

同人女房

ゆく

同人妹

りへ

右之者共江申達御用之儀有之候間、

明十四日四ツ時分、貴殿召連会所へ

〔五十三丁裏〕

罷出可被申候、此段申達候、以上

九月十三日

藤井常右衛門

竹崎村庄屋

秋岡吉左衛門殿

尚々、五人組之内も一兩人召連

可被申候、已上

〔五十四丁表〕

河江手永竹崎村

儀右衛門女房

ゆく

右ハ姑風症ニ而身躰不叶候処、
介抱厚いたし、喰物等心を用
給せ、寺杯へも背ニ負連参り
能勞り、且夫へ能事へ小姑江も

〔五十四丁裏〕

睦敷候段、尤之事ニ付被賞鳥目
忝貫文被 下置之

右儀右衛門妹

りえ

右者母数年風症ニ而身躰
不叶候処、昼夜付添飲食等

〔五十五丁表〕

万端心を用、聊不自由ニ無之様
介抱いたし厚孝養を尽し
兄へも能事へ候段尤之事ニ付被賞
鳥目忝貫文被 下置之
右之通可有御達候、則鳥目

差越申候、已上

選挙方

八月廿九日 御奉行中

〔五十五丁裏〕

不破敬次郎殿
右之通候条、被得其意御申渡
御請之趣、可有御達候、已上

九月七日 不破敬次郎

藤井常右衛門殿

右、御内意之書付ハ去年五月之所ニ有リ

〔五十六丁裏〕

- 一、御困糶返納受糶之事
- 一、御年貢米給付之事
- 一、牛馬根帳仕立之事
- 一、有土堤水取井手堀之事
- 一、儀右衛門家内孝行ニ付而拝領之事
- 一、三軒屋御開上納増方被仰付之事
- 一、櫛方開御用錢拝借返却之事

〔五十六丁裏〕

未九月二日

忝番払

- 一、弥兵衛 八左衛門 午助 喜七 八兵衛 太七
- 一、儀兵衛 勇八 喜右衛門 源兵衛 用助 八右衛門
- 一、政右衛門 勘右衛門 吉兵衛 卯七 専右衛門 宅右衛門
- 一、新平 彦助 吉左衛門 太左衛門 九兵衛 専七
- 一、太右衛門 寿助 新助

同十三日

忝番皆済

- 一、九兵衛 勇八 喜右衛門 宇七 貞右衛門

〔五十七丁表〕

- 一、寿助 秋右衛門 新吉 忠助 彦二郎
- 一、藤平 たてかた 平右衛門

御年貢米之儀、御百姓共大切之品ニ付可為其心得儀勿論之事ニ候得共、間ニハ心得違之者も有之、追々御逃被仰付候受負弘・頼弘・為替弘等之取組いたし候ニおゐてハ其身ハ不申上御惣庄屋已下

〔五十七丁裏〕

村役人共へ屹卜被仰付筋可有之旨追々及達候通弥堅相守、右躰之取組決而不仕候様

一、御蔵納米収納割之通相納候様ニとの

儀、津端御蔵懸へ者、去々秋・去秋も及達候通ニ付、御仕度手前ニ而無油断せり立申筈之処、今早熟・遅熟之品も一同ニ相払候ケ所も有之哉ニ相聞ニ可有也、

〔五十八丁表〕

御仕度手前世話薄故ニ而も可有之哉、又者時候ニより晴雨之指前跡作

根付之手繰彼是も可有之哉、百姓共ハ

受持之地ニ作り出候米を精々入念一日も

早ク相納安心可仕、秋有前ニ而之処、間ニハ

御蔵方込合日を見懸弘立候ものも

有之哉ニ相聞不届之事ニ候、屹卜申聞

御惣庄屋精々心を用候様

〔五十八丁裏〕

一、御年貢米俵拵等入念候様との儀、

追々及達候通ニ今不相改いりのも有之

様子ニ相聞心得違之事ニ候、拵等悪敷勿ニ成候得者、仕立皮替等二重之手数ニ相成、御蔵方之混雜ハ不及申弘子等数日相滞費用も有之、及難渋候事

ニ付、能々勤弁仕相納候様

〔五十九丁表〕

一、御米納中者、御蔵方出勤刻限之儀、

別而申談受取方相済候御米ハ且て

御蔵入いたし、庭内達ニ相行候百姓共

少なり共早ク引取候様、取計可申旨及達候

一、御蔵子共へ百姓共ヨリ賄賂等渡儀、仕

間敷段者兼而及達置候通、堅可相守

儀者勿論之処、異心同違申候而有之、

右躰之柄於有之者、御吟味被申上、

〔五十九丁裏〕

双方共ニ屹卜被仰付候節可有之候、

右之趣一統不洩様可有御達候、已上

御郡方

九月十九日 御奉行中



諸御郡手永く御困糶之儀、当年納方

取計之儀大御奉行衆被相渡候書付写分

職御奉行中より被相渡候趣、左之通

〔六十丁表〕

一、御年貢米之内ヨリ被困置候糶高之内、御

免帳内引者は迄之通被仰付置候間、

粃高米摺立最寄く之御蔵入いたし、

一紙之覚書を取直二御郡方へ差出候様

左候ハ、大坂へ積登代金銀取下候上二而

可被引渡旨二候

一、作初穂差出候分者、各御申談金銀相成

候上、封金同様被備置候間、備相済候ハ、

〔六十丁裏〕

其段相達候様二との旨二候

右之通被仰付候条、左様御心得候、当一ヶ年之

儀者右之通夫々可有取計候、以上

九月 御郡代中

御惣庄屋中

右之通候条、左様被相心得、御囲粃代米御

蔵入分并作初穂代米共受払目録

受二立、夫々算用可有之候、以上

〔六十一丁表〕

十月七日

藤井常右衛門

近來似せ反物等他国烏乱者より於在方

致質入候哉二相聞候、依之右躰品物質入

いたし候者有之節者、委細遂吟味紛敷

品物等致持参候ハ、直二擲置其段相達

候様、可有御達候、以上

九月五日

御郡代衆中

御奉行中

〔六十一丁裏〕

白塩焔製方井芹安助惣受込被仰

付置候二付、在中二而焼方いたし候者へ者、安介より

印形有之札を相渡置候様被仰付候、因而

無札之者向後焼方いたし候へハ、右安助より

諸道具共取揚候様及達候間、左様御心得

可有其達候、以上

御城内方

八月廿八日

御郡代衆中

〔六十二丁表〕

指出

八人

一、男女四百六拾九人

内男式百貳拾六人

女式百四拾貳人

此出銅貳貫三百四拾銅

但、壹人二付、五銅宛

御惣庄屋衆触

秋岡吉左衛門

一、男壹人

此出銅三拾銅

〔六十二丁裏〕

鳥目合貳貫三百七拾銅

匆ニシテ三拾三匆八分六厘

右之通取立相納申候、已上

文化八年十月 秋岡

藤井殿

諸御郡出在之面々、依御役請免

中者在中之役害二不相成ため

〔六十三丁裏〕

段式二応し、一式造用被渡下

旅籠泊被仰付置候処、在方二而ハ少々之

旅籠代を受取候而も差而難渋を渡

候程之儀者無之趣二相聞へ二付、及僉儀

右一式造用渡被差止候、以後出在之

面々左之通

一、四人扶持宛 御中小姓

但、一日分

〔六十三丁裏〕

一、三人扶持宛 独礼諸役人段

但、右同断

一、式人半扶持宛 足輕段并無苗之者共

但、右同断

右之通一式旅籠代として在中へ

直二被渡下、利境二至一ヶ年分余

御年貢差継上納被仰付候、尤其節

切手濟方之目当無之候而ハ難相成

〔六十四丁表〕

候間、御役人出在之節之御用二

被差出候、御間々々ヨリ差紙相渡し候を

御役人持参二相成候、泊り之ヶ所くヨリ

幾日迄止宿と申儀、右差紙二書入

宿主之印形を用差返候様、尤當時

出在懸之面々も有之旅籠払等

区二有之候而ハ難相成、当十月朔日ヨリ

〔六十四丁裏〕

右之通被仰付候条、右之趣夫々可有

御達候、已上

九月七日

御郡代衆中

右之通候条、左様被相心得可有其

達候、已上

九月十三日

〔六十五丁表〕

下益城

御惣庄屋中

諸御郡出在之面々、旅籠代被

渡下儀者、先達而委細及達候通

候処、在中ヨリ賄仕出之儀者、随分

致手輕上下之無差別一汁一菜二而

差出候様可有御達候、已上

〔六十五丁裏〕

御郡方

九月晦日

御郡代衆中 御奉行中

在々江居候萱家祢尊共札受仕

候者も有之候、札受取不申屋根を尊

其ヨリ兔哉角申分いたし候間、間々

〔六十六丁表〕

口論ケ間敷事有之由別而屋根

尊せ申候本人ノ至而迷惑致

候趣ニ相聞申候間、札受取居不申屋

根尊候者共ヨリ農業ニ不相障

職方致支不申者者御惣庄屋ヨリ

及吟味名前相達候ハ、札夫々相渡せ

可申候条、此段宜敷御取計被成度

〔六十六丁裏〕

及御懸合申候、已上

十月九日

御作事所

御郡代衆中

右之通御作事所ヨリ申来候条、左様

被相心得吟味有之、夫々可被取計候、已上

十月十一日

不破敬次郎

下益城

御惣庄屋中

〔六十七丁表〕

右御達両様十月十六日未ノ刻河江ヨリ

着、同刻とよぶくニ継申候事

未

十月中旬ヨリ迫田開七所へ疱瘡

相煩申候付、村中病苦を相伝

申上候名しらへ申候処、左之通

姪

一、八左衛門所○みよ

加左衛門所○長平

平助 三蔵

一、政右衛門所

○ちも

五郎○四平

藤平○由松

○ちも

○卯吉

〔六十七丁裏〕

倅

一、夫七所 のや

吉兵衛 梅吉

孝右衛門 みせ

一、新七所 りせ

卯七○りき

勇七 才吉

一、千右衛門 ちせ

儀助 井ノ吉

寿左衛門○李吉

○なち

一、藤兵衛○娘

喜七 娘七ひ

太七 市次

○倅

○みへ

○小市

儀八○三人

一、徳右衛門 娘

孝左衛門○一人

勘十■十

一、伝助○いの

吟平 万作

太左衛門○老人

弁吉

〔六十八丁表〕

一、夫兵衛老人

×四十人

一、茂右衛門 万吉

儀右衛門○ちそ

庄兵衛○辰次

○ちよ

○ちせ

一、忠平 太蔵

彦七○平蔵

惠左衛門○弥次

一、秋岡○応右衛門

善七 長吉

次助 ちか

○女房

一、喜助 みひ

作右衛門○岩吉

久七○徳蔵

○末

一、恵七○万蔵

次七 みよ

忠兵衛○へき

○ちく

〔六十八丁裏〕

一、儀平 栄蔵

忠右衛門○かの

伊七○しむ

とせ

一、儀兵衛 加市

勇八

真右衛門 豊次

無高

一、銀七 直次

善兵衛 みの

次右衛門 のか

一、林平 まこ

平八 辰次

末

〆三十六人

合七拾六人

〔六十九丁表〕

他国者二而刀を帯候もの、御領内江入込村継を以払出被 仰付候節、途中才料ヨリ大小を預連送候儀不苦候、若及異儀候ハ、国法之旨、申聞候而取上御境目におゐて引渡候様、此段御達可被置候、以上

御刑法方

九月十四日

御郡代中

御奉行中

〔六十九丁裏〕(頁全体に×印)

覚

娘

無高

一、女老人 歳五十九

清七後家 つま

若竹笠を縫渡世仕

右之者窮民二而○極々難儀仕、寒気古

防キ兼申候尤去寒申迄者私ヨリ○着○相求物

着せ置候○居村・他村ニも親類縁者無御座候節季二八年々糧米少々遣シ年を越せ来り申候、勿論

無高

一、同式人

惣八 後家

内老人 歳三十一

自身 つよ

老人 同三つ

娘 もよ

〔七十丁表〕

(半頁余白)

〔七十丁裏〕

覚

無高

一、女老人 当末五十九歳

つま

右之者窮民二而、竹笠縫い候而渡世仕候得共、極々難儀仕寒氣を防キ

兼申候、勿論居村・他村ニ親類縁者

無御座候
〔七十一丁表〕

無高

一、男老入 当未二十二歳

政吉

不具二而

■成土而産業無御座○、

右同断、癩病相煩伺之稼茂

相成不申○家屋敷も所持不仕

候間、渡世之手段無御座二付、又従弟

藤四郎与申者之役害二相成居

二付心を付育ミ申候得共 寒気を防キ候

申候ハ共○藤四郎儀も貧民二而○衣服

迄之心配出来兼申候二付、寒気を

〔七十一丁裏〕

防ハ兼申候、右外居村他村親類縁者無存候

無高

惣八後家

一、女式人

つよ

内老入 当未歳 三十一才 自身

才

老入 同 同 三才 娘もよ

連々

右之者、貧民二而、竹笠を縫候而

よ

渡世仕候得共、極々難儀仕つま儀

弁舌不叶耳も遠ク御座候二付、産業も

存分二出来兼、極々難儀仕寒氣
〔七十二丁表〕

申候間寒気を防キ兼申候、惣而

居村・他村二親類・縁者も居不申候

男女合四人

内男老入

女三人

類二而極々難儀

右者鰥寡孤独之「■」居申候ハ、

仕寒気をも防兼申候者御座候ハ、

○御達可申上旨、被仰付奉「■」急

〔七十二丁裏〕

御仁恵之趣、極々難有「■」奉存候而

相しらへ御達申上候、已上

文化八年十一月 秋岡

高橋源兵衛殿

未年御双場

〔七十三丁表〕

一、錢百目 壹石式斗八升

一、銀百目 貳石

一、布子壹ツ つま

一、粟 壹斗

一、米 壹斗 追渡り 娘つよ

同 壹斗 もよ

一、同 壹斗 政吉

右、十二月三日河江へ御呼出シ分「■」難有

頂戴仕候事

〔七十三丁裏〕

細川宋女正様侍所

従是南北西 妙見堤塘

野寺口

北 畑

大水口

同 南西北 了徳寺

同 東南北 浜田塘

石ノ本

九七本

〔七十四丁表〕

在中風俗之儀ニ付而者、従前ニ嚴重ニ被仰付

尚近々御達之趣、精々及達置候筋茂有之、

近年別而御省略被仰出請免ニ茂被

仰付置候へハ、御百姓共勸農ニ基キ可申哉之

砌ニ付、猶以御制度之衣服不及申諸事

分限を守、弥以質素ニ相心得

各ヨリ茂被示置候儀ハ勿論

〔七十四丁裏〕

然処、杉嶋・廻江等ハ川尻御

町近辺ニテ右之類ニ紛れ勝手

角いたし、御百姓共之内、間ニ者農民ニ

不似合妻子共の衣服美麗ニ相見

候儀有之様子ニテ、不弁之婦女子

自然と是等之見合を以心得違之

風俗難類涉之者共、親々茂示方
(以下、文章欠)

二〇二四年十二月九日受付 二〇二五年二月二十七日受理